

<総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ>
グループワーク 検討内容メモ
平成19年5月12日
文化センター第1研修室

1 住民自治条例の考え方、作成手法等の再確認

河井サブリーダーからの資料提供

- (1) 横須賀市 自治基本条例制定状況調査報告書
他の団体の自治基本条例制定の取組状況の確認
→住民自治条例の全国的な取組の把握
- (2) 川崎市 「かわさき版自治基本条例」の制定に向けて概要
自治基本条例の一般的な考え方、基本的なフレーム、検討が必要な事項の確認
→条例案作成手法の整理
- (3) 志木市 市民の自治を目指して（WEB ページ）
志木市市政運営基本条例の確認
・外部委員などを設けて、行政評価を行う制度の構築をすべきではないか。

2 前文の検討

前文、キーワード及び目的に関し、関山委員よりたたき台のペーパーが提示され、WS 第5回まとめ「理想の北本市像」のキーワードとともに前文に盛り込む内容を絞る。

(1) これからあるべき北本市像

→将来の市人口は現状と同レベルであることを前提として考える。

ア 若い人の住みたい町（少子高齢社会への対応として）

対策：育児（保育）の充実、他と比べ定額の税、職住近接、**安心安全（治安）**

イ 心の豊かさを保てる町

対策：環境の整備、コミュニティ活動の充実

ウ 活気、活力のある町

- 市民、議会、市長に加え、市職員についての規定を盛り込んでいくべき。
- 前文に産業振興に関する事項についても触れるべき。
例 企業誘致、農作物（トマト、芋）
- 地形の特性として台地
- 前文について説明資料の必要性
→それぞれの文言がどのような意味を持っているか。